

第3次潟上市男女共同参画推進計画（案）概要

1 計画策定の趣旨

市では、豊かで活力ある社会を実現するため、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を市の重点施策として位置づけ、平成18年に「ハートフルプランかたがみ2006（潟上市男女共同参画推進計画）」を策定、これを引き継ぐ「ハートフルプランかたがみ2011（第2次潟上市男女共同参画推進計画）」を平成23年に策定しました。この計画に沿って各種施策を展開してきましたが、市民意識調査では、依然として性別による差別や固定的な役割分担意識やドメスティック・バイオレンスの問題が解消されていないこと、また市民にとって他の施策に比べて重要なものと感じられていないことが分かっています

第2次計画の継続と発展を基礎としながら、国や県の動向を踏まえつつ、社会環境の変化によって生じた新たな課題を踏まえて、第3次計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「潟上市男女共同参画推進条例」第8条第1項の規定、また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第3項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3の第3項に基づく計画として位置づけます。

3 計画の期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

4 男女共同参画の視点から見た潟上市の将来像と目標

将来像：みんなでつくる、参画協働都市

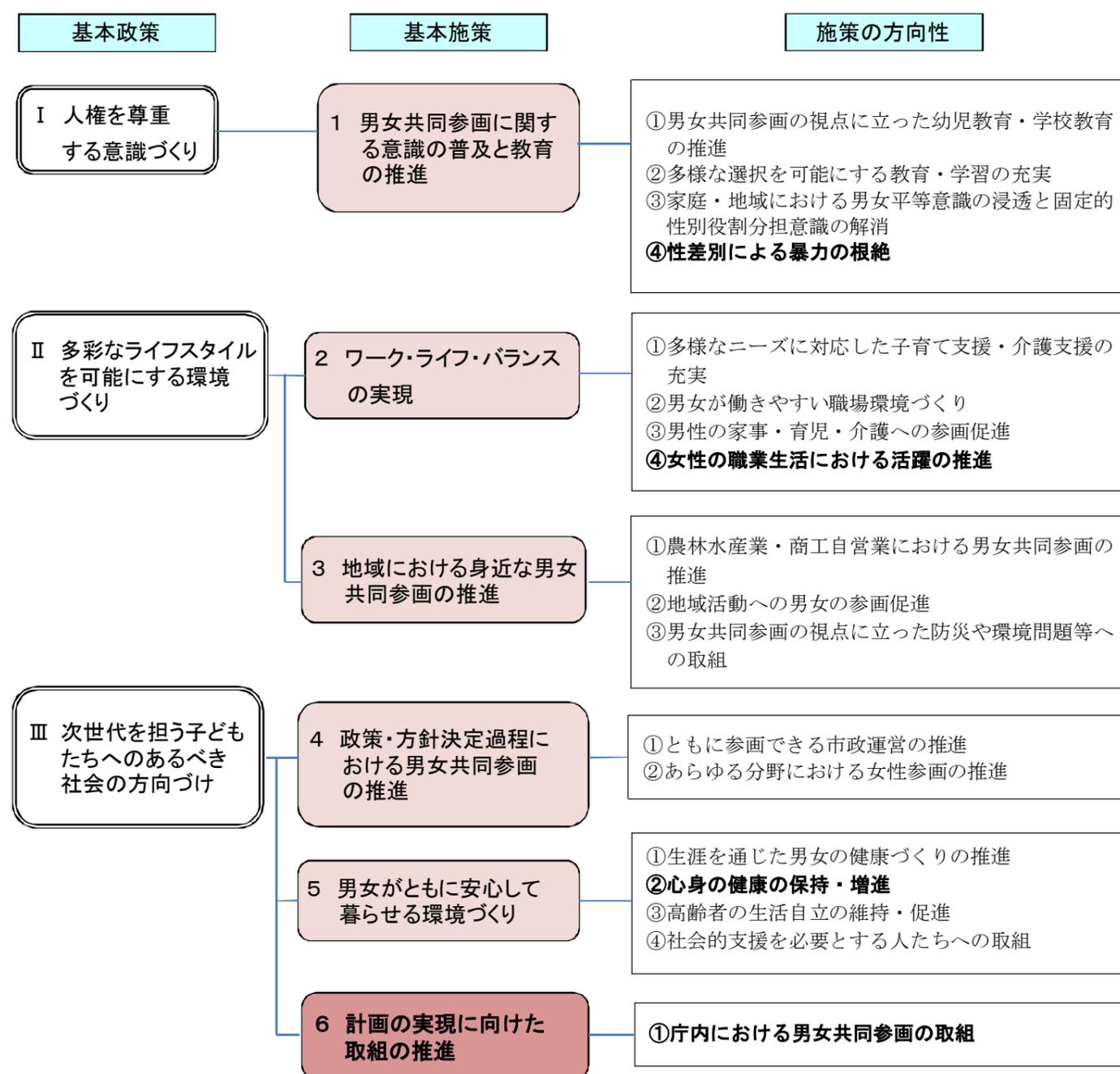
第2次潟上市総合計画では、長期ビジョンに描かれたまちづくりを推進するため、「みんなでつくる、参画協働都市」を進め、引き続き男女共同参画社会の実現をめざしています。

潟上市の市政運営の基本スタイル「参画」と「協働」に基づき、さまざまな分野で男女共同参画を進めていくことにより、市民が自ら主体的に考え、自由に参加できる、個性豊かで生き生きとしたまちづくりを進めていきます。

目標：男女共同参画社会の実現

本計画においても、男性も女性もお互いを認めあい、対等なパートナーとして協力しあう男女共同参画社会の実現をめざすこととし、目標とします。

5 計画の構成と体系



【第2次計画からの変更点】

- ※ I-1-④「女性に対するあらゆる暴力の根絶」から名称変更
- ※ II-2-④「女性の職業生活における活躍の推進」を新たに追加
- ※ III-5-②「女性の心身の健康の保持・増進」から名称変更
- ※ III-6「総合的な取り組みに向けた推進体制の整備」及び III-6-①「庁内推進体制の整備」から名称変更